

貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）追加特約書

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00028

（以下「銀行等」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間で締結した貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（以下「2年以上貸付特約書」という。）の追加特約を次のとおり締結するものとする。

（対象契約）

第1条 貸付契約が次の各号のすべてに該当する場合は、2年以上貸付特約書附帯別表第2の規定にかかわらず、2年以上貸付特約書の対象とする。

- 一 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）に基づく設備（船舶、車両及び航空機を含む。）若しくはその部分品若しくは附属品（以下「設備等」という。）の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価（以下「代金等」という。）の支払に充てるための資金の貸付契約
- 二 貸付額（複数の者が協調して貸し付ける契約にあっては、各貸付額の合計額）が1億5,000万円以上の貸付契約
- 三 償還期間が2年未満の貸付契約であって、貸付金が、外国政府等（海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条第1項に規定する海外商社名簿において、GS格、GA格又はGE格に登録されている者であって、貸付先国に所在するものに限る。）を相手方として借入人が締結する設備等（輸出契約等に係るものに限る。）を提供する契約（以下「設備等提供契約」という。）の代金等により償還されるもの（貸付先国の制度上、設備等提供契約の相手方が当該設備等提供契約の代金等の支払に充てるための資金を銀行等から借り入れる契約（2年以上にわたって償還がなされるもの。ただし、複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還がなされる場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを含む。）を締結することがあるものとされている場合に限る。）

（貸付契約の内容の変更）

第2条 2年以上貸付特約書第5条第2項の適用については、同項中「附帯別表第2」とあるのは、「附帯別表第2若しくは前条で定める貸付契約」とする。

（特約の更新等）

第3条 2年以上貸付特約書第1条に規定する期間（以下「特約期間」という。）の満了する日の2月前の日から30日以内に銀行等又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約は同一条件で、1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

- 2 銀行等は、2年以上貸付特約書が効力を有している間は、この特約の解除を申し出ることとはできないものとし、2年以上貸付特約書が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失うものとする。

（特約又は約款の改正）

第4条 特約期間中に貿易保険法（昭和25年法律第67号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約又は貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）を改正するものとする。

（特約又は約款の改定の申込等）

第5条 特約期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約又は約款の改定を申込むことができ

る。

2 日本貿易保険は、銀行等が前項の申込みに応じないときは、この特約を解除することができる。

(他の手続事項)

第6条 この特約、2年以上貸付特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。

上記のとおり特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

銀行等名 印

株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印

附 則

この特約書は、平成29年4月1日から実施する。